

## 由布市飲食事業者等事業継続支援金 よくある質問

※令和3年2月3日現在

### ■交付対象者について

対象となる業種について

- ・ 飲食業
- ・ 小売業（土産物店や雑貨屋など）
- ・ 卸売業（飲食料品など）
- ・ 運輸業（タクシーなど）
- ・ 観光に付随するサービス業（※宿泊業除く。マッサージ、リラクゼーション、洗濯業、清掃業など）

※追加で取引先・事業内容のわかる書類の提出をお願いする場合があります。

- ・ 農業（飲食店・旅館などに取引がある青色申告者）

※取引先のわかる納品書等の写しの提出をお願いします（主な取引先1件以上）。

取引先が農協、市場は対象外です。

旅館と飲食店を営んでいる、又は宿泊業と小売業を営んでいる事業者は対象になりますか？

申請された事業者の「**主たる事業**」が飲食店や小売業でしたら対象になります。

創業後1年を経過しておらず、前年の売上高を比較できない場合は、対象になりますか？

業歴3ヶ月以上の場合は対象になります。法人の場合は**法人謄本**（**現在事項全部証明書**）、個人事業主の場合は**開業届**の提出をお願いします。

前年同月比較を記入する欄には、**創業後の任意の連続する3月間の平均売上高**を記入してください。

市外に本店がありますが、市内に事業所があるので、対象になりますか？

対象になります。市内で飲食事業等を営む会社等及び個人事業主が対象です。**事業所の所在地が確定申告書で確認できない場合**、所在地のわかる書類（飲食店営業許可証、ホームページの写し等）の追加提出をお願いします。

市内・市外に複数店舗ありますが、市内の店舗だけが50%以上の売上減少し、全体では50%未満の売上減少の場合、対象になりますか？

確定申告を合算して申告している場合は、対象になりません。

国や県など他の同様の補助金、給付金、応援金を受けている、又は今後受ける予定ですが、対象になりますか？

対象になります。当該支援金以外の給付金や補助金とは無関係です。

## ■その他について

支援金を受け取る前や受け取った後に廃業したらどうするのか？

今回、事業継続及び雇用者がいる場合は雇用継続の意思を確認させていただいております。支援金の交付決定をする前でしたら、対象外とさせていただきます。

この支援金は課税の対象となるのか。

課税対象ですが、必ずしも税負担が生じるものではありません。

支援金・給付金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合や、収支が黒字であっても医療費控除などの所得控除を差し引いた残額がない場合などには、所得税の負担は生じません。